

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	04 管理システム規格	改正	Q9005	品質マネジメントシステム—持続的成功の指針	Quality management systems - Guidelines for sustained success	この規格は、組織が顧客及び社会への価値提供に焦点を当てた事業運営、事業環境の変化への的確な対応及びもつべき能力を実装したマネジメントシステムの構築・運用に焦点を当てた持続的成功を実現するための品質マネジメントシステム(QMS)についての指針を定めたものである。制定(2014年)から7年が経過し、近年の持続可能性に関する議論、顧客との共創、DX(デジタルトランスフォーメーション)活用による価値創造、人的資源に関する多様な価値観や働き方への柔軟な対応、品質不祥事の再発防止・未然防止の徹底、経営・事業における品質部門の役割強化など、組織を取り巻くこうした社会環境の変化に対応するための見直しが必要となっている。また、この間、引用規格であるJIS Q 9000の改正、この規格が対象とするQMSに関する規格である、JIS Q 9001及びJIS Q 9004の改正、更にはパフォーマンス改善に関するJIS Q 902X規格群の制定・改正もあったことから、近年の社会環境の変化に対応したマネジメントシステム構築・運用のための具体的な手引として充実を図るとともに、関連規格との整合性を維持しつつ、関係性を整理するため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、近年の社会環境の変化に対応したマネジメントシステム構築・運用のための具体的な手引として充実が図られることから、組織が効果的かつ効率的に自身の総合的なパフォーマンスを継続的に改善し、顧客、社会及びその他の利害関係者に満足を与える製品・サービスを提供することによって、顧客価値及び社会的価値を創造し、その結果として組織の存在意義を高めることを支援することが可能となる。また、本規格に沿ったQMSを組織が構築・運用することによって、市場のニーズの多様化、技術革新など、組織を取り巻く事業環境の変化を迅速に察知し、対応することが可能となることから、組織が競争優位を維持して持続的成功を実現し、国内産業の発展と持続可能な社会の実現に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・近年の持続可能性、SDGsやESG投資に関する議論と、顧客価値提供との関係の明確化のため、規格全体を通して、社会的価値の提供に関する規定を追加する。 ・ビジョン、経営理念、事業戦略の達成活動との融合、統合化の実現のため、事業シナリオの策定や年度事業戦略・方針の策定及び展開に関する規定を追加する。また、JIS Q 9023 (方針管理の指針)への参照を追加する。 ・最高品質責任者(CQO)の任命と果たすべき役割の明確化、経営・事業における品質部門の役割強化のため、これに関する規定を更新又は追加する。 ・DX(デジタルトランスフォーメーション)を駆使した新たな顧客価値創造、組織運営の効率化・自動化への対応のため、経営資源の一つとしてデジタルインフラを加え、これに関する規定を追加する。 ・働き方改革、多様性(ダイバーシティ)推進、外部人材の積極的な獲得など、人的資源に関する多様な価値観、様式に対応できる経営・業務運営体制の在り方に関する変化への対応のため、組織の人々や業務環境に関する規定を更新する。 ・品質不祥事の再発防止、コンプライアンス順守の観点からのQMSの運営基盤の強化のため、組織運営の透明性、説明責任及び内部統制に関する規定を追加する。また、検査・試験データの管理や重要品質問題への対応等に関する規定を追加する。 ・箇条8(製品・サービス実現)を中心に、顧客やパートナーとの「共創」(顧客との共創、オープンイノベーションの共創)に関する規定を追加する。 ・規格全体を通して、現行JISが制定された2014年以降に制定又は改正された関連JISの用語や概念等との整合を図る。	—	無	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: 品質マネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、ク 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的分野(幅広い関係者が活用する統一的方法を定める規格)	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年1月	